

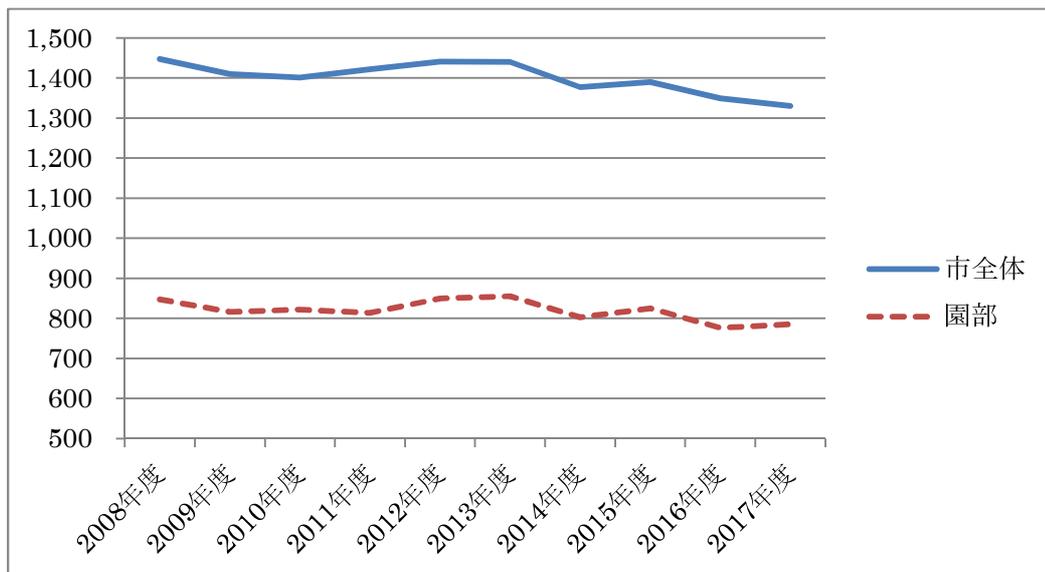
## 南丹市保育所（園部地内）の在り方検討について

### 1. 人口と保育ニーズの変化

#### (1) これまでの動向

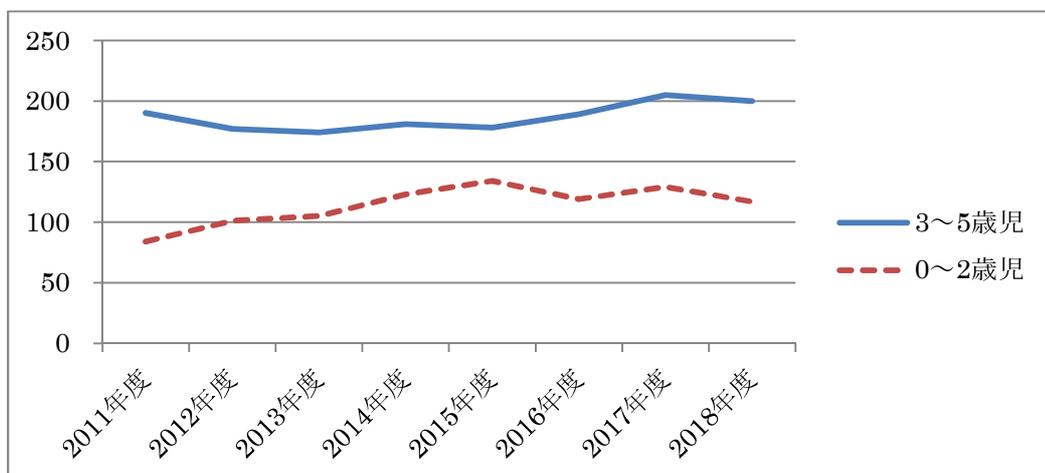
全国的な少子高齢化と人口減少社会の到来により、南丹市の人口も 2008 年（平成 20 年）度当初と比較して 2017 年（平成 29 年）度当初では 2 割以上人口が減少している状況の中、5 歳以下の児童数についても同期間で約 90 人減少しています。

■ 5 歳以下の児童数の推移（単位：人）



しかし、南丹市の園部地域では、都市化や核家族化の進展に伴い保育ニーズの多様化が進むほか、女性の社会進出の進展などを背景に保育需要が高まっており、ここ数年、保育所の認可定員を上回る応募があります。あわせて、転入や年度途中での育児休業明けなどに伴う保育所の利用希望に、応えられていない状況が慢性化しています。

■ 園部町内の保育所への入所希望者数の推移（単位：人）



## (2) 今後の動向（予測）

全国的な人口減少にあわせ年少人口（14歳以下）についても減少するものと予測されますが、国が掲げる「ニッポン一億総活躍プラン」の推進に伴い、更に女性の社会進出が増えるとともに、現在、国において制度設計が進められている「保育・教育の無償化」（2020年度実施目処）が実現すれば、0歳児をはじめとする低年齢児の保育ニーズは更に高まるものと予測されます。

## 2. 施設の現状

南丹市としてはこれまで、保育需要の高まりにあわせ、園部地域に存在する保育所園舎の増改築工事などを行い保育スペースの確保に努めるとともに、認可定員を超えて受け入れを行ってきましたが、低年齢児を中心に希望者全員を受け入れることができない状況にあります。

また、現保育施設の主たる部分については、園部保育所が1996年（平成8年）、城南保育所にあつては1979年（昭和54年）に建築された施設であり、築20年以上（城南保育所については40年近く）が経過しており、老朽化などに伴う不具合が生じています。

あわせて、これまでに増改築を繰り返してきたことで施設が迷路のように入り組んだ状況にあるとともに、園部保育所にいたっては園舎横の屋外遊技場が狭小となっています。

### ※資料「増改築の経緯」

#### ■園部保育所

1996年（平成8年）：建築

2007年（平成19年）：園舎北側に保育室を増設

2016年（平成28年）：園舎南側の屋外遊技場の一部に仮園舎を建設  
併せて、児童の受入増に対応するため給食室を改装

#### ■城南保育所

1979年（昭和54年）：建築

2003年（平成15年）：園舎北側に保育室を建築

2012年（平成24年）：園舎南側の屋外遊技場の一部に保育室を整備  
併せて、児童の受入増に対応するため給食室も移築

### 3. 子ども・子育て会議でのご意見（抜粋）

平成29年8月30日に開催した子ども・子育て会議において、次のようなご意見をいただきました。

- 現園部保育所や城南保育所、園部幼稚園での増設は、グラウンドの関係からもととも難しいと思う。
- 旧摩気小学校は学童で活用されているし、他の旧小学校についても地域の方が活用されているが、検討をしてみてもよいのではないか
- 亀岡市なら並河駅の近くに大井保育園が、馬堀駅にはあゆみ保育園がある。園部についても駅近にあったらよい。
- 今、保育所に入れていない子どももあるので、増設が一番早い解決方法だと思う。
- 緊急の問題なので、一番早いのは増設だということは分かるが、子どもが過ごす中で遊戯場が狭いとか、建物が老朽化しているところに、さらに増設することは、過ごす子どもたちにとっては不都合と言うか気持ちよく過ごせない状況になるのではないかと。

### 4. 庁内会議での検討内容

市役所内において関係部課長による庁内検討会議を設置し、さまざまな側面から検討を進めてきました。

#### （1）既存施設の活用

##### ①既設敷地内での増築

園部保育所では前回の増築において敷地内の屋外遊戯場を使用して建築した関係で、屋外遊技場として必要な面積が、国が定める運用基準ぎりぎりの状況にあり、更なる敷地内での増築は難しい状況にあります。

城南保育所は、運用基準としては敷地面積に余裕があるものの、主たる施設の老朽化が著しいため、増築よりも主たる設備の大規模改修が必要になっている状況にあります。

よって、運用基準または将来に向けた投資的側面から、両保育所ともに現行敷地での増築は難しいと考えられます。

##### ②その他の施設の活用

小学校の再編により、園部地域では川辺、摩気、西本梅の各小学校を廃止しましたが、現在、地域活性化の拠点施設などとして既に活用しています。

合併前に廃止した旧川辺保育所は、現在、子育て発達支援センターとして活用しています。

園部幼稚園摩気分園は休園施設という位置付けであるとともに、郊外に位置していることから、保育所として活用するに当たっては、保護者の通勤や送迎などを考えると難しいと判断せざるを得ません。

### ③園部幼稚園の利用目的変更

園部幼稚園を幼稚園型認定子ども園に変更して、低年齢児を受け入れる方法も考えられますが、保育を行うための部屋の増設が必要となります。また低年齢児（0～2歳）を受け入れようとした場合、保育室の他に給食調理場を設ける必要があり、建築場所の確保が必須となります。

昨年度に整備した芝生広場に新しい園舎を建てようとした場合は、建築基準法上の課題があります。

したがって、幼稚園型認定子ども園への目的変更も難しい状況です。

## （2）国の動向

国（政府）は、「人づくり革命」と位置付けている政策実現に向け、幼児教育・保育の「無償化」を推進することとしています。

具体的には、3～5歳児の幼稚園・保育所の費用を、2020年（平成32年）度から無償化するとともに、0～2歳児についても、住民税非課税世帯（年収約250万円未満）に限定して無償化する方向で調整が進められています。

また、5歳児については2019年（平成31年）4月から先行実施する方向で調整されており、更に保育ニーズは高まるものと予測できます。

## （3）サービス体制の確保（職員の確保）

保育所を安全に運営していくためには多くの保育士が必要になります。

現在、正職員のほか嘱託や臨時職員を多く雇用することで、国が定める運用基準の保育士を確保しているものの、支援が必要な児童に対しての保育や多様な保育ニーズにこたえていくためには、更なる人員（保育士を含む）の確保が必要となります。

しかし、厳しい財政面の中では、職員の更なる確保は難しい状況にあります。

## （4）財源

現在、公立保育所の設置や運営に関しては、国や府からの直接的な補助などはありません。

また、合併10年を経過して交付税が減額される見通しの中、市単独経費の中から多額の保育所新築経費を捻出することは難しい状況にあります。

## 5. 南丹市保育所整備計画（園部編・骨子）

これまでのご意見や検討内容を踏まえ、庁内会議としてまとめた方向性としては、別紙「南丹市保育所整備計画 園部編（骨子・案）」のとおりです。

## 南丹市保育所整備計画 園部編（骨子・案）

### 1. 計画の位置付け

本計画は、「南丹市総合振興計画後期基本計画」に定めた多様な保育の推進、および「南丹市子ども・子育て支援計画」に定めた教育・保育の提供体制の確保を推進するため、2017年（平成29年）3月に策定した「第3次南丹市行政改革大綱」の基本方針を遵守しながら、今後の園部地域における保育所整備の在り方をより具体的に示すものです。

### 2. 基本的な考え方について

必要な保育の量を確保するため、新たに保育施設を設置することとします。

なお、市の責任を果たしつつ独創的かつ創意工夫ある運営による多様な保育サービスを提供できる手段として、民間活力の活用を中心に多様な設置・運営方法について検討を進めることとします。

### 3. 保育施設について

#### （1）運営方式

「基本的な考え方」に基づき、新しく設置する施設は、柔軟な運営や自主性など民間活力の有効利用とあわせ、サービス体制や財源確保の面なども考慮して、設置主体も運営主体も民間事業者が行う「民設民営」や、市が設置して民間事業者が運営を行う「公設民営」の実施に向けて検討を進めることとします。

#### （2）施設類型

新しく設置する施設については、0～2歳児も受け入れる認可保育所または認定こども園とします。ただし、保育の量の見込みや施設給付型施設開所への民間事業者の動向なども勘案して、地域型保育給付施設の開所についても並行して検討を進めることとします。

#### （3）施設の規模

現状や今後の状況などを踏まえ、最低定員を150名とします。

※) 定員150名の考え方の例

(単位:人)

		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	
定員	1号				10	10	10	30	
	2号				25	25	25	75	120
	3号	15	15	15				45	
	合計	15	15	15	35	35	35	150	

※1号：保育を必要としない児童（いわゆる幼稚園）、2号：保育を必要とする3～5歳児、3号：保育を必要とする0～2歳児

(4) 施設の設置場所

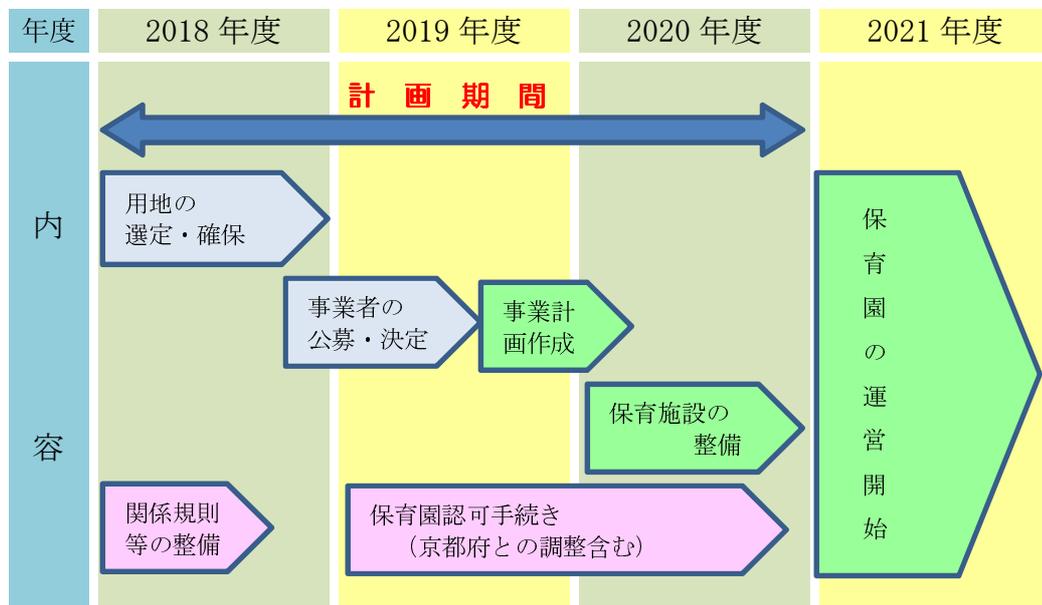
設置場所については今後の検討課題とします。ただし、保護者の利便性に十分配慮した上で、さまざまな状況を勘案して選定することとします。

(5) 既存施設の取り扱い

園部地域に存在する既存保育所（園部保育所および城南保育所）については、施設や設備の状況、本市の財政状況、人員の状況、教育・保育の量の見込みなど総合的に判断して、定員数や受入児童数を適宜見直した上で、当面の間は存続させることとします。

4. 計画期間および今後のスケジュールについて

計画期間は、2018年（平成30年）度から2020年度までの3箇年間とします。また今後のスケジュールは、次のとおりとします。



5. 計画の見直しについて

計画期間中に、関係法令の改正や社会情勢の変化、他の事業計画の状況などにより見直しの必要が生じた時は、適宜、見直しを行うこととします。